

自動車登録番号標の交換申請について

平成29年3月9日
札幌運輸支局登録担当

1. 図柄入りプレートとは何か

(1) 自動車のナンバープレートについて、背景に図柄を入れたものを交付できるようにしたものです。今後、ラグビーワールドカップをはじめ、オリンピック等競技大会等、あるいは全国各地域独自の図柄を刷り込んだプレートの交付が可能になりました。

図柄入りプレートはシート式という今回新たに導入される新様式のナンバープレートです。

第1弾は「ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレート」で、これは平成29年2月13日より申込開始、平成29年4月3日より販売（交付）開始、競技大会が終了する平成31年11月までの約2年半の間のみ交付がなされます。

- ①自分で考えたデザインを通常のナンバープレートに描くことは禁止されています。
(道路運送車両法第98条第1項)
- ②シート式プレートには字光式はありません。
- ③他の図柄のプレートについては、現在のところ西暦2020年東京オリンピック・パラリンピックのプレートが決定しています。
- ④交付対象の車両は「自家用自動車（登録自動車・軽自動車。ただし軽自動車に関してはレンタカーと駐留軍は交付対象外）、事業用自動車（登録自動車のみ）」となっています。
- ⑤ラグビーワールドカップ終了後も、ラグビーナンバーを装着しても問題ありません。
- ⑥ラグビーナンバー交付期間終了後に、今まで使用していたラグビーナンバーを他の車両に取り付けて使用することはできません。(道路運送車両法第98条第3項)
- ⑦寄付金付きの図柄入りプレートにした場合について、寄付を行うと所得税の寄付金控除が受けられる模様ですが、そのためには各種の条件があるので、詳細は税務署にご確認ください。

2. 交付申請の受付等の流れについて

(1) 自動車登録番号標（検査対象軽自動車においては車両番号標。以下同じ）の交換を申し込む者（以下、「申請者等」という）は、『自動車登録（車両）番号標再交付・交換申請書』（以下、交換申請書）に必要事項を記載して、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の受付窓口へ提出します。

(2) 運輸支局等は、次の各号のいずれにも該当する場合には、交換を認めることとして、交換申請書の支局等承認欄に押印の上、交換申請を申請者等に返付します。

- ①所有者からの申請であること。(再交付は法の命じるところにより行われるものですが、交換申請は所有者の意思に基づくためです)
- ②自動車の使用の本拠の位置を管轄していること。(札幌支局で行える交換申請は、札幌ナンバーのみとなります)
- ③申請書に必要事項がきさいされていること。
- ④交付を受けた全ての旧自動車登録番号標が存在しており、かつ、新たに交付を受けようとする自動車登録番号標の標板の種類は全て同一であること。(例：現在前後ともにペイント式を前・ペイント式、後・字光式、等にすることはできません)
- ⑤『交付期限が定められた図柄入りナンバープレート(今回のラグビーナンバーなど)』については、申請受付期間中に申し込む必要があります。期間終了後は申し込めませんのでご注意ください。
- ⑥図柄入りナンバープレートへの交換は、現在の様式のプレートのみ可能です。
(例：現在の様式である札幌300さ1234は交換可能。過去の様式である札幌51さ5678や札3さ9012は交換できません。つまり『現在の地名表示プラス分類番号3桁』のプレートのみ交換可能です)

(3) 現在の様式ではないナンバープレートからの図柄入りナンバープレートへの変更は、番号変更手続きによることとなります。

(4) 加えて、下記の点にもご注意ください。

- ①申請書の様式も変更されます。交換の場合は、新様式を使用することになります。
- ②現在の様式のナンバープレートで、変更登録等の登録番号を変更する機会が無くとも、交換申請により図柄入りプレートへの変更は可能です。この際には登録番号は変更されません。
- ③将来的に、ラグビーナンバーをオリンピックナンバーに交換することも交換申請により可能です。この際には登録番号は変更されません。
- ④図柄入りナンバーであっても、紛失等で現物が存在しない場合は現行のプレートと同様に番号変更を行うこととなります。
また、現行ナンバー同様に図柄入りナンバーも一枚のみの再交付が可能です。
- ⑤ラグビーナンバー交付期間終了後には、交換・再交付はできません。その場合は前後両方のプレートをペイント・字光・他の図柄ナンバーに交換するか、番号変更を行うこととなります。

⑥料金も交換の場合について新設されました。

A. 一般ナンバーから字光式ナンバーへの交換は、

中板 1組5, 580円 1枚2, 790円

大板 1組6, 540円 1枚3, 270円

B. 字光式ナンバーから一般ナンバーへの交換は、

中板 1組4, 200円 1枚2, 100円

大板 1組4, 960円 1枚2, 480円

⑦ナンバーの文字・数字が完全に確認できるもので、毀損・汚損されていない場合は、字光式から字光式はAの金額、一般ナンバーから一般ナンバーはBの金額となります。

⑧交換の場合は、申込書に所有者の押印（本人申請又は代理人申請の場合）又は所有者の押印のある委任状（代理人申請の場合）が必要となります。

⑨再交付の場合は、ナンバーの文字・数字が完全に確認できるもので毀損・汚損された場合のみ受付となります。

交換は、ナンバーの文字・数字が完全に確認できるものであれば受付可能です（ただしナンバーの文字・数字が完全に確認できるもので毀損・汚損されている場合は交換にはなりません。再交付扱いです）。

⑩再交付と交換を錯誤により申込みされた場合は、申込みの取り消しおよび返金はできません。

(5) 自動車登録番号標交付代行者は、自動車登録番号標を交換した場合は、交換申請書に番号標回収印を押印して、運輸支局等に回付します。

3. 交換申請の提出書類について

(1) 交換申請書

所有者の記名および押印が必要です。なお、所有者の押印に代えて所有者の署名とすることもできます。

(2) 所有者の委任状

代理人による交換申請の場合に必要となります。なお、車両番号標交換申請についての委任状は不要です。

4. 交換申請の提示書類について

自動車検査証（写しで可）となります。

5. 封印について

(1) 再交付および交換申請による封印は、道路運送車両法第11条第2項による封印（ナンバープレートの滅失・毀損・識別困難・交換のケース）となります。

再封印による封印は、道路運送車両法第11条第4項による封印（封印の滅失・毀損のケース）となります。

そのため、交換申請による封印を再封印と混同しないようご注意ください。